

議 案 第 78 号

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和2年2月25日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

福祉事務所嘱託医等の報酬日額を定めるため。

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和31年松戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号中「非常勤職員等の受ける報酬は、」を「別表4に掲げる非常勤職員等の報酬の額は同表に掲げる額とし、それ以外の非常勤職員等の報酬の額は」に改める。

第10条第2項中「別表4」を「別表5」に改める。

別表4を別表5とし、別表3の次に次の1表を加える。

別表4（第4条関係）

職名	報酬
福祉事務所嘱託医	日額 27,000円
育成医療嘱託医	日額 27,000円

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。